

令和2年度事業計画

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

米穀機構は、米政策の見直しや、生産サイドから流通サイドまで米穀関係者による競争力強化のための取組が進められているなど、米をめぐる状況が変化しつつある状況を十分に踏まえ、新たな米需要の創出・拡大等時代の動きに的確に対応しながら、会員のニーズに応えつつ公益目的事業等各般の事業の適正、円滑な実施を図ることにより、米の安定供給確保を支援する。また、引き続き、東日本大震災等の復興支援を行う。

I 公益目的事業

第1 信用保証事業

米穀流通及び信用保証事業をめぐる厳しい環境に対応して、代金保証及び運転資金保証のより適切かつ堅実な実施を図るとともに、引き続き平成29年8月に施行された農業競争力強化支援法に基づく米の流通・加工の合理化に向けた会員卸の取組を支援する。信用保証事業の根幹をなす保証基金については安全かつ効率的な運用に努めるとともに、事業経費の節減等により円滑な保証事業の運営を図る。

1 保証事業の運営

30年産から新たな米政策が始まり2年を経過したところであるが、生産から販売に至るまで会員卸を取り巻く環境は変革期を迎え、より厳しさが増すことも予想される。こうした中、保証事業においては、米穀の安定流通の確保と米穀流通業者の経営安定に資するため、また、平成29年の食糧信用保証委員会です承された「信用保証事業の今後の展開」に基づき、米穀代金保証及び米穀運転資金保証を実施するとともに、保証ニーズの的確な把握に努め、会員卸に有益となる保証制度についての検討を進める。

このうち、米穀代金保証については、今後の米流通の変化に対応して、会員の仕入れ先確保を支援するため、指定事業者代金保証の一環として全国展開する大手卸等を保証先として地域密着型の中小卸との間における米穀の売買代金に係る「卸間売買保証」を今年度より開始する。また、必要に応じて単位農協（経済連を含む）を保証先として追加する。

米穀運転資金保証については、会員の保証利用に係る有用性を高めるため、30年11月から保証額を特別基金以外の預り金も含めた積立限度まで拡大することとしたが、引き続き今後の会員の安定的な資金調達へ向け、多様化する調達方法に対応した保証制度についての検討を行う。

保証事業の運営に当たっては、厳正な信用審査を実施し、保証限度額の管理、物的担保の徴収等保証債権の保全に努めるとともに、求償権については適切かつ効果的な回収に努める。

2 経営指導の推進

(1) 米穀卸の経営環境の変化に対応した事業戦略の策定並びに経営体質の基盤強化に資するため、会員卸に対する的確な経営相談、経営指導を行うとともに、関係中央団体とも連携し、会員卸が抱える経営課題解決に向けた取組を支援する。

(2) 会員の実務担当者等を対象に、時宜を得たテーマを採り上げた本機構主催による講習会を引き続き開催する。

- (3) 30年11月から再開した 会員の主催による経営研究会等の開催費のうち会議室賃借料及び講師謝金の一部助成を引き続き実施する。
- (4) 「米穀卸売業者の経営指標」等関係資料の作成配布その他の情報活動を行う。

第2 集荷円滑化対策事業等

1 「新たな米・米加工品需要開発事業」に係る取組

(1) 米粉等新たな米需要開発事業

ア 平成29年3月に国から公表された米粉の用途別基準及び米粉製品普及のための表示（いわゆるノングルテン表示）に関するガイドラインに関して、国と連携して普及を支援する取組を行う。

イ 米粉の新たな機能性を有するアルファ化米粉、米ピューレなどの普及の支援に取り組む。

ウ また、アのガイドラインやイのアルファ化米粉などをテーマに、食品に係る各種イベントへの参画、出展などを行う。

エ 米粉の普及促進を図るため、次の講習会等を実施する。

- ① 調理師、パティシエ、給食関係者などを対象とする講習会
- ② 被災地応援を含めた米粉を活用した給食の提供
- ③ 米粉を活用した学校給食に係る関係者を対象とした講習会及びこれと連動した学校給食

(2) 米・米加工品の輸出拡大事業

新たな米需要の創出と拡大を図るため、米・米加工品の輸出拡大に取り組むこととし、国内外における米・米加工品のイベント等への出展、講習会の開催、米・米加工品の輸出に関する情報の収集提供、これらに付帯する事業などを実施する。

2 過剰米対策基金の管理・運営

事業運営に当たっては運営経費の節減を図るなど、過剰米対策基金の適切な管理、運用に努める。

3 その他の関連業務

(1) 集荷円滑化対策関連システムの運用、保守

当該システムを維持する観点からの必要な措置を引き続き講じる。

(2) 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業に係る外食・加工業者等のフォローアップ

関係要領等に基づき、外食・加工業者等から事業の実施報告書の提出を求めるなど、フォローアップを行う。

(3) 「全国農業再生推進機構」への参画

関係団体が連携して、需給環境やマーケットインの取組等を踏まえた需要に応じた米生産の取組等を推進することを目的に設立された「全国農業再生推進機構」に引き続き会員として参加する。

第3 米消費拡大事業

1 ごはん食普及基盤事業

米を主食とした日本型食生活（ごはん食）を通じて、国民の健全な食習慣の確立を目指す事業。

(1) 子どもや保護者等に対する取組

子どもの頃の食習慣は、一生の基礎となることから、子どもや保護者等を対象に、日本型食生活の健康性やおいしさを広く認識してもらう取組を行う。

① 妊産婦、乳幼児等に対する取組

妊娠期、乳幼児期の栄養について、米を主食とした日本型食生活の重要性を普及・啓発するための取組を行う。

② 児童・生徒等に対する取組

米やごはんの基礎知識、米を主食とした日本型食生活の良さについて、普及・啓発資料の作成・配布等を通じ自ら学ぶことを主眼とした取組を行う。

(2) 若年世代に対する取組

食に対して関心が低い若年世代に対し、食の重要性、ごはん食の優位性等について啓発する取組を行う。

(3) 中高年世代に対する取組

健康志向が強い中高年世代に、米を主食とした日本型食生活の健康面での良さを普及・啓発する取組を行う。

特に、医療・健康・福祉等の関係団体等と連携して、米を主食とした日本型食生活への理解を推進するとともに、実際の健康指導や健康情報等にも活かしてもらうためのシンポジウムやセミナー等を開催する。

(4) インターネットを活用した情報提供

米ネットを通じて、米及び米を主食とした日本型食生活の最新情報の提供や朝ごはんメニュー等の提案をする取組を行う。

(5) 米・ごはん食の基礎的な調査・研究等を支援する取組

米・ごはん食の優位性に関する調査・研究を支援するとともに、科学的見地に基づいたエビデンスを集積する。さらに、これらを活用したごはん食への正しい理解や喫食増大を推進するための取組も行う。

2 ごはん食普及強化事業

米を主食とした日本型食生活を通じて、国民のライフスタイルや価値観などの変化に伴う食に関する課題や食へのニーズに対応して行う事業。

(1) 朝、ごはんをおいしく食べようキャンペーン事業の実施

朝食の欠食率の現状を改善するため、各種媒体等と有機的に活用して、朝、ごはんの喫食向上をめざしたキャンペーン事業を実施する。

(2) 米消費拡大イベントの開催

食に関連のあるイベント等を活用し、ごはん・ごはん食の作る楽しさ、食べる楽しさ、健康性等を訴求し、広く国民に対して、ごはん・ごはん食の喫食増大につながる活動を行う。

(3) ごはんの魅力再生・再発見事業

食文化や伝統行事等を絡めたごはん食の魅力、健康増進・体力向上の面からみたごはん食の魅力等について再生・再発見を行い、ごはん食の喫食増大を図る事業を行う。

特に、夏越の祓にちなんで提案した「夏越ごはん」の普及・定着活動等についても引き続き取組を進める。

(4) 関係団体との連携・協働事業

米穀流通販売事業者を始め、ごはん食の拡大に向けて賛同できる各団体や組織と連携・協働し、ごはん食の普及・理解向上に向けた種々の取組を行う。

第4 情報提供事業

国民生活に不可欠な米の安定供給を確保するため、米の需給及び流通・消費に関わる基礎データ等の収集及び情報提供事業として、米に関する消費、流通、価格、生産動向の基本的調査を行うとともに、ホームページ等により国民全般に対して適宜、的確に情報提供を行う。

1 基本的調査等の実施

(1) 米の消費動向調査

米の消費等の動向に関する調査を行う。

(2) 米取引関係者の判断に関する調査（D I 調査）

米の需給、価格動向について現状判断及び見通し判断等の調査を行う。

(3) 米の品種別作付動向調査

米の品種別の作付動向に関する調査を行う。

2 米に関する情報提供の実施

(1) ホームページによる情報提供

1の基本的調査等の調査結果や集約結果、及び米の生産、作柄、品質等の動向、米・ご飯の健康性、レシピ、文化と歴史等に係る広範な情報について収集・加工等を行い、これらの情報をホームページにおいて発信する。

(2) 問い合わせ等への対応

米の生産、流通、販売、消費等に関する各種照会等に対し迅速に対応する。

II その他の事業（相互扶助等事業）

第1 信用保証事業

1 米穀設備保証

米穀販売業務遂行上必要とする米穀のとう精、貯蔵等の設備を導入するに際して、その調達方法に応じて次の債務保証を行う。また、30年7月から開始した「事業再編促進保証（設備・リース）」により、農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の認定を受け、事業再編を実施する会員卸に対して、その取組を支援する。

(1) 米穀設備資金債務保証

(2) 米穀設備リース債務保証

2 社内預金債務保証

米穀販売事業者である会員が、その従業員から委託を受けて管理する貯蓄金（社内預金）の元本の返還債務に関する保証を行う。

第2 もち米需給安定支援対策事業

もち米などの価格は、作柄や需給のわずかな変動に影響を受けやすいこと及び単収も低い等の特性があるため、もち米の適正かつ円滑な流通を促進するための事業を行う。

1 もち米の需給及び価格の安定に資する事業を行う。

実施の可否や、具体的な内容は、生産年の作柄・需給のバランス・価格等を勘案して決定する。

2 生産者団体や実需者団体が実施する、国内産もち米及びこれを原料とした製品の需要拡大事業を助成する。

3 もち米に関する情報収集・提供事業を行う。

第3 流通合理化推進事業等

米穀販売事業者の農業競争力強化への取組、並びに精米関連設備の改善、合理化に資するため、設備リース料等の一部助成を行う精米設備導入助成事業を実施する。また農業競争力強化支援法に基づく事業再編の認定を受けて設備の更新等を行う米穀販売事業者への支援として、同事業の募集を引き続き行う。